



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

895	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
896	〃	(〃).....	2
897	〃	(〃).....	2
898	平成26年度クリーニング師試験の実施	(食品・生活衛生課).....	3
899	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	4
900	〃	(〃).....	4
901	〃	(〃).....	4
902	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	4
903	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効	(〃).....	6
904	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	6
905	職業訓練指導員試験の実施	(労働政策課).....	7
906	橋本市吉原土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	9
907	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	10
908	〃	(〃).....	10

○ 公安委員会告示

22	遊泳区域の指定	11
----	---------	-------	----

○ 収用委員会告示

4	土地収用法による裁決手続開始の決定	11
---	-------------------	-------	----

○ 公告

	労働者委員の候補者の推薦	(労働政策課).....	13
--	--------------	--------------	----

○ 諸報

	平成26年度行政書士試験の実施	(一般財団法人行政書士試験研究センター).....	13
--	-----------------	---------------------------	----

○ 正誤

	平成26年5月30日付け和歌山県報第2560号和歌山県告示第694号中	15
--	-------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第895号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年8月11日まで縦覧に供する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年6月11日

2 名称

特定非営利活動法人ころん

3 代表者の氏名

小川麻美

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田356番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもひとりひとりが尊重され主体的な生活が送っていきけるような「生きる力」を身につけていくための支援を行い、療育に携わっている専門家を配置し、子どもの理解と個別支援を基盤として質の高いサービスを提供していくことを目的とする。

和歌山県告示第896号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年8月18日まで縦覧に供する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年6月16日

2 名称

特定非営利活動法人食と健康を考える会

3 代表者の氏名

野村太兵衛

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市菌743番地

5 定款に記載された目的

この法人は、日高地方の農水産物や薬用植物等を利用した、安全で且つ、栄養豊かな健康食品や郷土の特産物を紹介すると共にスローフードの普及に努め、その情報を地域内外へも発信し、健康に資する食文化を通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第897号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年8月25日まで縦覧に供する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年6月24日

2 名称

特定非営利活動法人ほっとタウン有功

3 代表者の氏名

半田秀造

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市六十谷748番地

5 定款に記載された目的

この法人は、お年寄りや障がい者、子どもたちにやさしい福祉のまち有功をつくるために、福祉のまちづくりに関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第898号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成26年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時

平成26年10月31日（金）午前10時20分から

2 試験場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成26年10月1日（水）から同月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成26年10月8日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所申本支所を含む。以下同じ。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 合格発表

平成26年11月14日（金）午前10時に県庁北別館に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否について受験者に郵送で通知する。

また、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）においても発表する。

8 得点の情報提供

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り情報提供する。

(1) 期間

平成26年11月14日（金）から同年12月5日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所

(3) 持参するもの

次に掲げるものを持参すること。

- ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

9 その他

- (1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所において配布する。
また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-441-2626）又は各保健所に行くこと。

和歌山県告示第899号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
マリン調剤薬局	和歌山市黒田一丁目1-16	児玉和嘉子	平成 26. 7. 1

和歌山県告示第900号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
オレンジ調剤薬局	有田郡有田川町庄31番178	中本英紀	平成 26. 7. 1

和歌山県告示第901号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	訪問看護	訪問看護ステーションあしたば	平成 26. 7. 1

和歌山県告示第902号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond ARCTIC」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold ARCTIC」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN X FINAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE RED NEW 5th」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「HONEY FLASH flame 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「CRISTINA LUNA Phantom 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexual GOLD Superior 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Fairy Another 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「In The Night 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「EBI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「KANI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「総帥 Respect」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH miracle 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH trip 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON SPEED」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON xtc」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「MAGIC ROYAL LEVEL5」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「ganesha Ver. X」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「仁 PLUS ADVANCE 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「PANDORA Platinum Premium 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN LIMITED FINAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「Black Fairy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「SAGA orgasm 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Dutch Dragon 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「La vie en rose 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「Medusa 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「ERO ERO ShOCKER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成26年7月11日

和歌山県告示第903号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので告示する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事指定薬物

- (1) 化学名 2- (2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル) エタンアミン（通称名2C-N）及びその塩類
- (2) 化学名 1- [(3-メチルフェニル) メチル] ピペラジン及びその塩類
- (3) 化学名 N- (1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名ADB-PINACA）及びその塩類

2 失効理由

当該知事指定薬物が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成26年7月11日

和歌山県告示第904号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年7月8日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール和歌山
和歌山市中宇楠谷573番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 和歌山市中580番地3外
(変更後) 和歌山市中宇楠谷573番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 未定
(変更後) 縦覧図書添付別紙のとおり
- 4 変更年月日
平成26年3月16日
- 5 変更した理由
新規オープンにより店舗の所在地及びテナント名等が確定したため
- 6 届出年月日
平成26年6月19日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成26年7月8日から同年11月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第905号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 試験実施職種
別表に掲げる全職種
- 2 試験科目
指導方法(職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規からなる科目をいう。)
- 3 試験日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年10月19日(日) 午前10時から
 - (2) 場所 和歌山県民文化会館1階 101会議室
和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-436-1331
- 4 受験資格

- (1) 職業訓練指導員試験(指導方法)の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。
- ア 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。
 - (イ) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第45条の2第2項及び第3項に規定する者であること。
 - イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。
- (2) 前号の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。
- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者
 - イ 禁固以上の刑に処せられた者
 - ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 受験の手續

- (1) 受験申請に必要な書類
- ア 受験申請書 1通
 - イ 履歴書 1通
 - ウ 受験資格を証する書面(卒業証明書、実務経験証明書等)
 - エ 4(1)イに該当することを証する書面の写し
 - オ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cm大のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書に貼り付けること。)
- (2) 受験手数料
3,100円(和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。)
※ 受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。
- (3) 書類の提出期間
平成26年8月25日(月)から同年9月5日(金)まで(郵送の場合は、平成26年9月5日までの消印のあるものは有効)
- (4) 書類の提出先
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。)
和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号 640-8585)
- (5) 受験票
受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成26年11月7日(金)に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

7 その他

- (1) 受験申請書用紙は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会で交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封して労働政策課に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2800)に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

建築物衛生管理科	洋服科	配管科
園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科

鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	めん 麵科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	福祉工学科

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、橋本市吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成26年3月30日退任)

職名 氏名 住所
理事 西川幸宏 橋本市吉原569番地

2 就任した役員(平成26年4月1日就任)

職名 氏名 住所
理事 西川義高 橋本市吉原569番地

和歌山県告示第907号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

太地19(Ⅲ-4593)、太地20(Ⅲ-4594)、太地21(Ⅲ-4595)、太地23(Ⅲ-4597)、通谷1(Ⅲ-4598)、通谷2(Ⅲ-4599)、通谷3(Ⅲ-4600)、通谷4(Ⅲ-4601)、通谷5(Ⅲ-4602)、平見2(Ⅲ-4603)、平見3(Ⅲ-4604)、西地(Ⅲ-4605)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第908号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

寺ノ洞谷(8-421-1-017)、太田川左支溪(8-421-2-035)、中里川左支溪(8-421-2-036)、太田川左支溪(8-421-2-037)、小匠・小匠(1)(Ⅰ-1911)、倉ノ元・小匠(1)(Ⅰ-1912)、小匠(1)(Ⅰ-1913)、小匠2(Ⅰ-4686)、小匠6(Ⅱ-8221)、小匠7(Ⅱ-8222)、出合1(Ⅱ-8223)、出合2(Ⅱ-8224)、小匠5(Ⅱ-8225)、小畑の洞1(Ⅱ-8436)、小畑の洞2(Ⅱ-8437)、小匠9・小匠(1)(Ⅲ-4551)、小匠10・小匠(1)(Ⅲ-4552)、小匠(101)(Ⅱ-80037)、小匠(102)(Ⅱ-80038)、川関1(Ⅱ-8152)、川関2(Ⅱ-8177)、川関3(Ⅱ-8178)、川関4(Ⅱ-8179)、杵木2(Ⅱ-8180)、杵木3

(Ⅱ-8181)、那智の郷4(Ⅱ-8182)、牧野々3(Ⅲ-4521)、川関5(Ⅲ-4535)、市野々5(Ⅱ-8151)、市野々6(Ⅲ-4519)、二の瀬4(Ⅲ-4520)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第22号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成26年7月8日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成26年7月11日から同年8月31日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町(崎ノ北)地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成26年7月12日から同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町(江津良)地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成26年6月26日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成26年7月8日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道26号改築工事(第二阪和国道・大阪府泉南郡岬町淡輪地内から和歌山県和歌山市大谷字中得地内まで)並びにこれに伴う市道、二級河川、普通河川、町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地	土地所有者	土地に関して権利を有する関係人

所在地	地番	地目		地積 (㎡)		収用し よう す 地 の 面 積 (㎡)	使用し よう す 地 の 面 積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の 種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 和歌山市 平井字前 原	831番1	山林	山林	1,669	1,669.88	15.59	6.76	宇治孝一 (持分1/20)	和歌山県和歌山市平岡41番地の4 ただし、登記記録上の住所 和歌山市平岡66番地	きのくに信用金庫	和歌山県和歌山市本町二丁目38番地	根抵当権 昭和63年6月10日 受付第20003号 平成4年2月24日 受付第5449号 平成12年7月14日 受付第21605号
								宮垣和代 (持分1/20)	和歌山県和歌山市六十谷434番地の7			
								株式会社大盛 (持分4/20)	和歌山県和歌山市鳴神1053番地の1 ただし、登記記録上の住所 和歌山県有田郡広川町大字下津木1124番地	株式会社大盛	和歌山県和歌山市鳴神1053番地の1 ただし、登記記録上の住所 和歌山県有田郡広川町大字下津木1124番地	仮登記権 平成12年7月14日 受付第21611号
								筒井洋和 (持分4/20)	和歌山県和歌山市弘西87番地			
								岡田永 (持分4/20)	住所不明 ただし、住民票上の住所 大阪府富田林市藤沢台一丁目1番312-405号 ただし、登記記録上の住所 和歌山市西長町二丁目61番地			
								山路貞子 (持分2/20)	和歌山県和歌山市平井229番地			
								井谷チヨ子 (持分4/20)	和歌山県有田郡有田川町大字野田515番地3			

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)

憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題)

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、(1)アの科目については択一式及び記述式、(1)イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください(宛先は印刷されています。)。平成26年9月5日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布期間及び配布場所については、オを御覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成26年8月4日(月)から同月29日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、下記宛先まで郵便で請求してください。(平成26年8月29日(金)までに必着のこと。)

宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

配布期間 平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター(午前9時から午後5時まで)

県庁市町村課、各振興局総務県民課(午前9時から午後5時45分まで)

和歌山県行政書士会(午前9時から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関する問合せ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みは、出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

(エ) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

(オ) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成26年8月4日（月）午前9時から同年9月2日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成26年9月2日（火）午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日（平成26年9月2日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03 (3263) 7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置（点字試験を含む。）を希望される方は、事前に申請の手続が必要となります。受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 平成27年1月26日（月）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。

なお、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

また、和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示します。

正 誤

正 誤

平成26年5月30日付け和歌山県報第2560号和歌山県告示第694号中

ページ	誤	正
3	aya 6月号	ayaアヤ 6月号